議会だより

NO.240

第3回 町議会臨時会

第３回臨時会は、４月２０日に開会し、専決処分や契約の締結などについて審議・可決し閉会しました。

専決処分（承認）

町税条例等の一部を改正する条例制定

地方税法等の一部改正、その他政令等の一部改正に伴い町税条例等の関係規定を改正したもので、主な内容は次のとおりです。

①町民税
・住宅ローン控除の特例期間の延長
・寄付金控除制度における寄付金の範囲の見直し
・セルフメディケーション控除の延長
（令和３年４月１日施行）

②固定資産税
・土地に対する負担調整措置の延長
・わがまち特例として、雨水浸透施設に係る課税基準の特例を創設
（令和３年４月１日施行）

③軽自動車税
・環境性能割の臨時的軽減措置の延長及びグリーン化特例の見直し
（令和３年４月１日施行）

小清水町過疎特別対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定

過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴い、固定資産税の課税減免特例措置の効力が継続されるため整備を行ったものです。
（令和３年３月31日施行）

令和２年度小清水町一般会計補正予算（第12号）

ＰＣＲ検査費助成事業及び、新型コロナウイルスワクチン接種事業について、引き続き令和３年度も同様の措置を行う繰越明許費の追加と、決算余剰見込みを積み立てるなどの予算追加計上したもので、歳入歳出の総額にそれぞれ５千１万円を追加し、予算総額を79億５千616万１千円としたものです。

契約（可決）

小清水町中央公民館他解体工事に係る契約の締結

▼契約先
株式会社　北興
▼契約金額
７千700万円

農業振興拠点施設建設工事（建築主体）に係る契約の締結

▼契約先
北興・丸田特定建設工事共同企業体
▼契約金額
６億６千660万円

農業振興拠点施設建設工事（電気設備）に係る契約の締結

▼契約先
エスケー・富樫特定建設工事共同企業体
▼契約金額
１億６千610万円

農業振興拠点施設建設工事（機械設備）に係る契約の締結

▼契約先
そうけん・東海林特定建設工事共同企業体

▼契約金額
1億8千590万円

農業振興拠点施設特産物加工機器購入事業に係る契約の締結

▼契約先
日本調理機　株式会社　北海道支店

▼契約金額
5千390万円

建設機械（除雪ドーザ）交換事業に係る契約の締結

▼契約先
日本キャタピラー合同会社
網走営業所

▼契約金額
2千618万円

町道

町道の廃止

小清水市街西第1裏通りについて、新庁舎建設に合わせ一部を廃止し、起点を南町2丁目306番1号とするものです。

町道の認定

小清水市街西第2仲通りについて、小清水市街西第1裏通りの起点変更に伴い、終点を元町2丁目212番までとするものです。

議会日誌　5月1日～31日

10日　オホーツク町村議会議長会定期総会（遠軽町）

27日　議会運営委員会
総務文教常任委員会
経済厚生常任委員会

28日　議会報編集特別委員会
経済厚生常任委員会

会議録を閲覧することができます。

ホームページ及び図書館において町議会本会議の内容がすべて記載されている会議録を閲覧できます。

また、議会だよりは、ホームページでも見ることができます。

http://www.town.koshimizu.hokkaido.jp/gikai/
「小清水町議会」で検索できます。

議会を傍聴してみませんか

事前申し込みなど面倒な手続きはありません。
お気軽にお越しください。

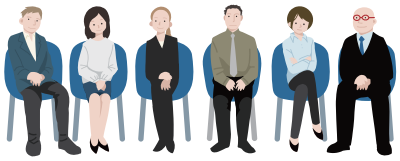

皆さんのご意見・ご感想をお待ちしております。

■編　　集 / 議会報編集特別委員会
■委 員 長 / 瓜田　新一
■副委員長 / 木戸　寛治
■委　　員 / 髙橋　隆文・鬼塚　　茂
工藤　孝一・佐藤　　智
議会事務局　☎ 0152-62-4477（直通）